

平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 ベルーナ
代表者名 代表取締役社長 安野 清
(コード番号 9997 東証第1部)
問合せ先 管理本部長 島野 武夫
(TEL. 048-771-7753)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- [1] 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えて、目的事項の追加を行うものです。(変更案 第 2 条)
- [2] 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) 第 939 条に定める電子広告制度を導入し、第 4 条に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです。(変更案 第 4 条)
- [3] 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 単元未満株式についての管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を限定する規定を新設するものであります。(変更案 第 10 条)
 - ② 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案 第 28 条)
 - ③ 補欠監査役の予選の効力期間を定款に定めることにより延長できることになりましたので、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までと定めるものであります。(変更案 第 35 条)
 - ④ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑤ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更・字句の修正を行うものであります。
 - ⑥ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項

につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものであります。

⑦ 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(30)前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、130,000,000株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議により、自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、50株とする。</p> <p>2 当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。</p> <p>(端株原簿への不記載)</p> <p>第8条 当社は、1株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(30) テレマーケティング業務の受託</u></p> <p><u>(31) 商品管理ならびに発送・配送業務の受託</u></p> <p><u>(32) 証券仲介業</u></p> <p>(33) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、130,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、50株とする。 (第8条2項に移項)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</p> <p><u>2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式および新株予約権につき名義書換代理人を置くことができる。</u></p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿・新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿・新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）</u>を当会社に請求することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第10条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、<u>毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(総会の決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれをを行う。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをを行う。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日到最后の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(総会の決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選任する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会はその決議により取締役社長1名を選任し、また必要に応じ専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(顧問及び相談役の設置)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、顧問及び相談役を各若干名おくことができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第20条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(顧問および相談役の設置)</p> <p>第25条 取締役会の決議により、顧問および相談役を各若干名おくことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役員の員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役の決議の方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役員の員数)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第29条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者(以下、補欠者という。)をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>4 補欠者は法令に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 当社の利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下、中間配当という。）を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p> <p>2 未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第42条 当社は<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p>第43条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第44条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）</u>を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催（予定日）平成18年6月29日（木曜日）

以上